

健生発0326第4号  
令和7年3月26日

都道府県  
各保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿  
特別区

厚生労働省健康・生活衛生局長  
（ 公 印 省 略 ）

クリーニング所における衛生管理に関する通知の一部改正について

クリーニング所における衛生管理に関しては、「クリーニング所における消毒方法等について」（昭和39年9月12日環発第349号）及び「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年3月31日環指第48号）に基づき、実施していただいているところですが、亜塩素酸水による消毒方法が有用であるとの知見に基づき、今般、これらの通知を別紙1及び別紙2のとおり改正し、令和7年4月1日より適用することとしましたので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導にあたって遺漏のないよう御配慮をお願いします。